

ひとり親のご家庭へ大切なお知らせ

○児童扶養手当額が変わります○

平成29年度の児童扶養手当額について

昨年8月に「児童扶養手当法」の一部が改正され、第2子及び第3子以降の加算額についても、平成29年4月から物価スライド制を導入することとなりました。

物価スライド制とは、物の価格の上がり下がりを表した「全国消費者物価指数」に合わせて、支給する額を変える仕組みで、子どもが1人の場合の手当額には、すでにこの物価スライド制を導入しています。

平成29年度の手当額は、平成29年1月27日に公表された平成28年の全国消費者物価指数の実績値が対前年比▲0.1%となったことから、0.1%の引き下げを行い、改定額は以下の表のとおりとなります。

平成29年度の児童扶養手当額（月額）

		平成28年8月～	平成29年4月～
<子どもが1人の場合>	全部支給	42,330円	42,290円 (▲40円)
	一部支給	42,320円～9,990円	42,280円～9,980円 (▲40円～▲10円)
<第2子加算額>	全部支給	10,000円	9,990円 (▲10円)
	一部支給	9,990円～5,000円	9,980円～5,000円 (▲10円～0円)
<第3子以降加算額>	全部支給	6,000円	5,990円 (▲10円)
	一部支給	5,990円～3,000円	5,980円～3,000円 (▲10円～0円)

※所得に応じて決定されます。

改定額の支給

平成29年4月から支給額が改定されますが、平成29年4月から同年7月分は、支給月である平成29年8月に支払われます。

※児童扶養手当には所得制限等があります。個々のご家庭が支給要件に該当するかどうかについては、役場子育て支援課にご相談ください。

お問合せ 子育て支援課 ☎64-4830(直通)

平成29年度の
特別児童扶養手当・
特別障害者手当等について

特別児童扶養手当

20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護している父母等に支給される手当です。(障害年金を受けることができない場合や障害児施設等に入所している場合は対象となりません。)

・身体障害者手帳1級から3級程度
・療育手帳A1、B1程度又は同程度の精神障害のある場合

◇手当額（月額）
・1級 35,145円
・2級 34,270円

障害児福祉手当

精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に支給される手当です。(障害年金を受けることができない場合や障害児施設等に入所している場合は対象となりません。)

・身体障害者手帳1級から2級程度
・療育手帳A程度または同程度の精神障害のある場合

◇手当額（月額）
14,580円

特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者に支給される手当です。(身体障害者療護施設等に入所している場合や病院等に3ヶ月以上収容された場合は対象となりません。)

・身体障害者手帳1級程度、療育手帳A程度、又は同程度の精神障害のある場合

◇手当額（月額）
26,810円

※受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当が支給されません。
※認定を受けているすべての方は、毎年8月に「所得状況届」を提出していただく必要があります。

◇お問合せ

役場福祉保健課 ☎64-4836(直通)

証明書の取得について

4月には、証明書の取得や転入・転出などの手続きをされる方が多くなります。そこで手続きがスムーズに済むよう、留意点をまとめましたのでご覧ください。

証明書の手続きができる方と持ち物（一例）

証明書の種類	手続きできる方	持ち物
住民票の写し	本人、同一世帯員	本人確認書類 (運転免許証、保険証等)
住民票の除票の写し	本人、同一世帯員、死亡届出人	
戸籍に関する証明 (戸籍謄抄本、除籍謄本など)*	本人、配偶者、直系血族、養親、養子など ◆義理の親子は不可	本人確認書類 (請求する証明書の 本籍、筆頭者の確認 をします)
印鑑登録証明書	本人、代理人	印鑑登録証 (氏名、住所の確認 をします)

※除籍や改製原戸籍を請求する際には、「父の出生から婚姻までつながる戸籍」「母の死亡の記載がある戸籍」など、必要な事項を具体的にお伝えください。

住民票の写しの取得

通常、住民票の写しにはマイナンバーは記載されません。マイナンバー入りの住民票の写しを請求する際は、必ず窓口でお申し出ください。

転入・転居の手続きについて

「マイナンバーカード」「通知カード」は住所変更手続きが必要です！
転入または転居の手続きの際には、必ず世帯全員分の「マイナンバーカード」または「通知カード」を持参してください。
※マイナンバーカードの手続きの際には、全員分の暗証番号(4桁)の入力が必要です。※住所変更しても、マイナンバーは変わりません。

身体障害者等のための軽自動車の減免制度を一部見直しました

本町では要綱により軽自動車税の減免を行ってきましたが、今回山梨県が自動車税の減免規定を見直したことに伴い、今年度から条例により県と同じ規定に変更しました。

- 主な変更点は、
- 要件に該当する18歳以上の身体障害者が所有する車両を同居の生計同一者が運転する場合
 - 障害者と同居の生計同一者が所有する車両を、障害者を常時介護している人(別居している人)が運転する場合※特定の条件を満たす場合に限る
- の2項を新たに追加、申請を行うことにより、減免が受けられるようになります。該当する方は、**軽自動車税の納期限である4月末日まで**に役場税務課にて手続きを行ってください。

尚、県の税金である自動車税も今年度から同じ規定となります。普通自動車をお持ちの方で該当する方は山梨県自動車税センター（055-262-4662）にお問合せください。

減免の要件

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のために使用している軽自動車等で、次の（A）、（B）の要件に該当するもの

※下線部が見直された部分です

(A) 減免の対象となる軽自動車等		運転者			
		障害者本人	障害者と同居の生計同一者		単身または障害者だけ、あるいは未成年者または70歳以上の者と暮らしている障害者を介護している者（障害者と別居している者等）
所有者	障害者本人	減免あり	減免あり		減免あり
	障害者と同居の生計同一者	減免なし	身体障害者	18歳以上	減免あり
				18歳未満	減免あり
	障害者を介護している者	—	精神障害者	知的障害者	
					減免あり
					減免なし

(B) 減免の対象となる障害の範囲

(1) 障害者手帳の交付を受けている方（赤色）

障 害 名		本人運転	家族・介護者運転
視 覚 障 害		1 級～3 級・4 級の 1	
聴 覚 障 害		2 級・3 級	
平 衡 機 能 障 害		3 級	
音 声 機 能 障 害		3 級（喉頭摘出による音声機能障害である場合に限る。）	—
上 肢 不 自 由		1 級・2 級の 1・2 級の 2	
下 肢 不 自 由		1 級～6 級	1 級～3 級の 1
体 幹 不 自 由 (体 幹 機 能 障 害)		1 級～3 級・5 級	1 級～3 級
乳幼児以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級・2 級（一上肢のみに機能障害がある場合を除く）	
	移動(下肢)機能	1 級～6 級	1 級～2 級・3 級（一下肢のみに障害がある場合を除く）
心 臓 機 能 障 害		1 級・3 級	
じん臓機能障害		1 級・3 級	
呼吸器機能障害		1 級・3 級	
ぼうこう又は直腸の機能障害		1 級・3 級	
小腸の機能障害		1 級・3 級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級～3 級	
肝 臓 機 能 障 害		1 級～3 級	

※療育手帳の交付を受けている方（紺色）、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（緑色）、戦傷病者手帳の交付を受けている方（黒）の範囲・等級については変更ありません。

お問合せ 税務課 ☎ 6 6 - 3 4 0 4 (直通)